

第2期広島県県営林中期管理経営計画
(平成31年度～平成35年度)
(案)

平成31年3月
広島県農林水産局

目 次

はじめに	1
I 管理経営の目標に関する事項	2
1 第2期県営林中期管理経営計画の実施方針	2
(1) 第1期県営林中期管理経営計画の成果と課題	
(2) 新たな環境変化	
(3) 目指す姿	
(4) 計画期間	
(5) 実施方針	
2 県営林の現況	3
3 第2期における施業必要量及び販売可能量	4
(1) 施業の条件	
(2) 施業必要量	
(3) 販売可能量	
4 経営改善目標	5
5 解決すべき課題	5
(1) 施業に関する課題	
(2) 木材販売に関する課題	
II 事業計画に関する事項	6
1 業務運営に関する方針	6
(1) 業務の委託	
(2) 県営林マネジメント体制	
(3) 県民理解の促進	
2 施業に関する方針	6
(1) 施業ごとの方針	
(2) 事業別計画量	
(3) 解決すべき課題への対策	
3 木材販売に関する方針	12
(1) 木材販売の方針	
(2) 木材販売計画量	
(3) 解決すべき課題への対策	
III 収支計画に関する事項	14
1 年度別収支計画	14
(1) 年度別収支計画	
(2) 収支計画の算定根拠	
(3) 勘定科目の内容	

【参考資料】	16
1 県営林の事業地数, 面積及び材積	16
2 県営林の市町別事業地数, 面積及び材積	16
3 県営林の樹種別の面積及び材積	17
4 県営林のスギ・ヒノキの齡級別面積	18
5 県営林のスギ・ヒノキの齡級別材積	19
6 分収割合の変更に係る土地所有者の同意状況	19

はじめに

広島県では、平成 25 年 10 月に「広島県県営林の管理経営に関する条例」（平成 25 年広島県条例第 46 号）を制定した。

この条例第 4 条に基づき、平成 26 年 3 月に、県営林長期管理経営方針に即して、県営林の管理経営に係る施策を推進するため、5 年を一期とする第 1 期県営林中期管理経営計画（平成 26～30 年度）を策定した。

この度、第 1 期県営林中期管理経営計画の実施期間が平成 30 年度末で終了するため、これまでの成果及び課題を検証するとともに、検証結果を踏まえ、第 2 期県営林中期管理経営計画（平成 31～35 年度）を策定する。

I 管理経営の目標に関する事項

1 第2期県営林中期管理経営計画の実施方針

(1) 第1期県営林中期管理経営計画の成果と課題

第1期県営林中期管理経営計画（以下「第1期」という。）では、利用間伐における生産性の向上や、直接協定取引の導入によるコスト削減・有利販売などに取り組んだ結果、県営林事業の収支状況が改善され、経常利益の黒字化を達成した。

一方、継続する課題として、作業の効率化やコスト削減、有利販売などの課題があるとともに、新たな課題として、各事業地の現況把握が進んでいないため施業候補地の確保が困難になっていることや、作業道の作設など県営林事業が求める基準に対応可能な請負事業者の確保が困難になっているなどの課題が生じている。

(2) 新たな環境変化

新たな環境変化として、平成30年7月に発生した豪雨災害の影響により、県営林内の既設作業道などが崩壊し、木材の搬出作業に支障が生じている。

また、平成31年10月に予定されている消費税増税の影響により、木材需要が低下する可能性がある。

表1 第1期の成果と課題

実施方針	目標	成果	主な課題	
5年後に木材生産・保育事業に一般会計に依存しない経営の確立	の経常利益	コスト削減や有利販売に取り組んだ結果、平成28年度から経常利益の黒字化を達成した	安定的な木材生産及びコスト削減や有利販売の一層の推進による経常利益の確保が必要である	
	経営改善目標	の生産性	利用間伐において作業の効率化に取り組んだ結果、生産性が着実に向上した	施業地内の集材距離が長いなど、搬出条件の悪い施業地では、作業の効率化やコスト削減が進まなかった
		の直接協定取引	直接協定取引により、流通コストを削減するとともに、有利な販売先を確保することができた ヒノキ直・小曲材の有利な販売先を確保できた	一部の協定取引では、仕分け・運送コストが掛かり増しになった ヒノキ曲材・スギ材の有利な販売先を十分に確保できなかった
		の素材生産量	事業の早期着手や月次の工程管理に取り組んだ結果、素材生産量が着実に増加した	事業地・事業体の確保の困難化などから、素材生産量の確保が困難になっている
新たな環境変化	<ul style="list-style-type: none"> 平成30年7月の豪雨災害による影響（路網の被災） 平成31年10月の消費税増税による影響（木材需要低下の可能性） 			

(3) 目指す姿

県営林長期管理経営方針に基づき、森林整備及び木材の生産・販売を計画的に実施することを通じて、県土の保全やその他の森林の持つ公益的機能の維持発揮及び木材の安定的な供給が図られることを目指す。

特に、第2期県営林中期管理経営計画（以下「第2期」という。）では、豪雨災害による路網の被災や、消費税増税による木材需要低下の可能性を踏まえ、安定的な木材生産及びコスト削減や有利販売を一層進めることにより自立した経営が可能となるよう、計画期間を通じて、木材生産事業と保育事業を併せた経常利益の確保を目指す。

(4) 計画期間

平成31年度 ～ 平成35年度

(5) 実施方針

木材生産におけるコスト削減や木材流通における仕分け・運送コストの削減、また木材の有利販売を更に推進し、第1期において達成した経常利益の確保に向けた取組を継続する。

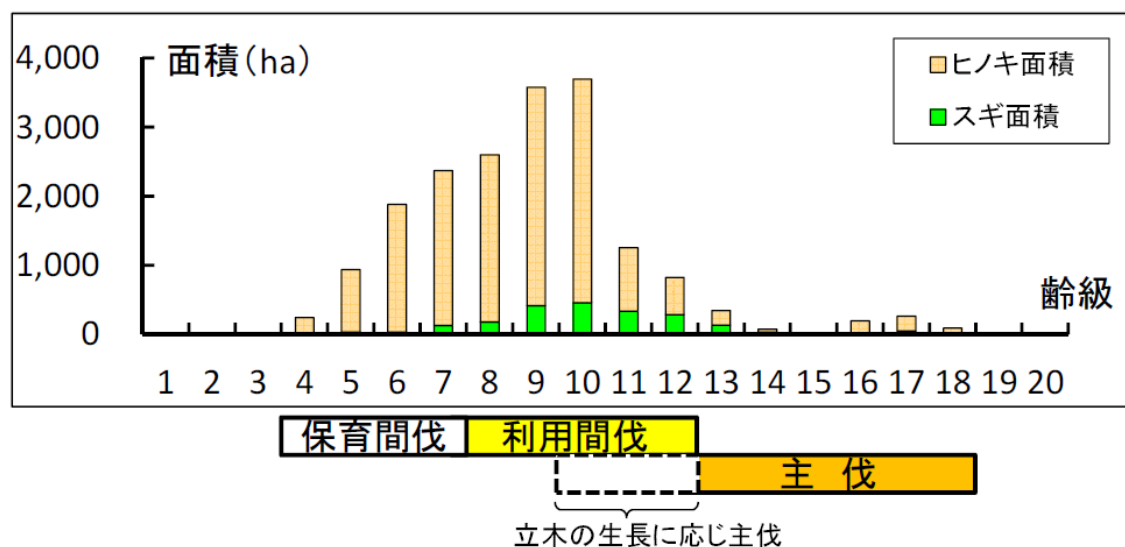
また、各事業地の現況把握などによる施業候補地の確保や、計画的・安定的な発注などによる事業体の確保により、「ひろしま未来チャレンジビジョン 農林水産業アクションプログラム（第Ⅱ期）」（以下「アクションプログラム」という。）の目標に沿った計画的・安定的な木材生産に取り組む。

2 県営林の現況

県営林の多くは昭和40年代以降に植栽し、現在、9～10 齢級（41～50 年生）の森林が全体面積の4割を占めており、主に利用間伐の適期である。また、その中でも生育が良好な森林については主伐が可能となっている。

植栽樹種の割合は、ヒノキが89%、スギが11%となっており、ヒノキが大半を占めている。

図1 県営林の樹種別・齢級別構成（平成29年度末現在）



3 第2期における施業必要量及び販売可能量

(1) 施業の条件

- 保育間伐は，7 齢級（35 年生）までに実施する。
- 利用間伐は，収益の確保が見込まれる事業地において実施し，併せて路網を整備する。
なお，利用間伐（2 回目）は，生長が早い事業地では省略する。
- 主伐は，立木が十分に生長した事業地において実施する。

表2 施業の時期及び条件

区 分	植栽・下刈 ・除伐	保育間伐 (1 回目)	保育間伐 (2 回目)	利用間伐 (1 回目)	利用間伐 (2 回目)	主 伐
施業時期 (植栽から)	1～15 年程度	20 年程度	30 年程度	40 年程度	50～60 年 程度	50～70 年 程度
施業の条件	—	7 齢級を優 先して実施	同左 ※成立本数が 少ない場合は 省略	・立木の生長 ・アクセスの 改善等	立木の生長 ※生長が早い 場合は省略	立木の生長

(2) 施業必要量

県営林のこれまでの施業実績や森林の現況を踏まえ，第2期（5年間）において必要かつ実施可能な施業量（面積）を算定した。

表3 施業必要量

（単位：ha）

区 分	保育間伐 (1 回目)	保育間伐 (2 回目)	利用間伐 (1 回目)	利用間伐 (2 回目)	主 伐	計
第2期で 施業が必要	955	45	1,340	0	450	2,790
現時点で 施業可能	955	45	841	0	0	1,841
条件整備に より施業可能	0	0	499	0	450	949

(3) 販売可能量

第2期（5年間）において必要かつ実施可能な施業量（面積）から，木材の販売可能量（材積）を算定した。

表4 販売可能量

（単位：m³）

区 分	利用間伐	主 伐	計
販売可能量	100,500	133,000	233,500

4 経営改善目標

森林整備を通じて森林の持つ公益的機能を維持発揮するとともに、経常利益を確保するため、次の目標を設定する。

(1) 成果目標

素材生産量の確保 平成 31・32 年度：45,350 m³/年
平成 33～35 年度：47,600 m³/年

(2) 活動指標

事業地の確保 平成 31～35 年度：2,790 ha
※1,841ha（現時点で施業可能）+949ha（条件整備により施業可能）

5 解決すべき課題

(1) 施業に関する課題

ア 事業地の確保

- 各事業地の現況把握が進んでいないため、施業候補地の確保が困難となっている。
- 事業地を確保するためには、土地所有者の理解促進（分収割合変更の同意取得、主伐後の管理方法の調整等）などの条件整備が必要となっている。

イ 事業体の確保

作業道の作設など、県営林事業が求める基準に対応可能な請負事業者の確保が困難となっている。

ウ 木材生産コストの削減

集材距離が長い施業地では、作業効率が悪く搬出コストが高いことから、搬出条件の改善が必要となっている。

(2) 木材販売に関する課題

ア 木材流通コストの削減

一部の直接協定取引では、仕分けの細分化など流通コストが掛かり増しになっていることから、流通体制の改善が必要となっている。

イ 有利販売

ヒノキ曲材・スギ材の有利な販売先が不十分となっている。

Ⅱ 事業計画に関する事項

1 業務運営に関する方針

(1) 業務の委託

県営林事業における各業務（調査，設計，路網整備・補修，森林施業，木材販売，検査など）は，一連の流れで作業が進むため，また，生産された木材の状況に応じた最適な販売先を迅速に判断する必要があるため，第1期に引き続き，一般財団法人広島県森林整備・農業振興財団（以下「財団」という。）に一括して委託する。

(2) 県営林マネジメント体制

第1期に引き続き，県営林管理経営評価委員会において年度実施計画や達成状況を評価する。

また，県と財団で構成する県営林経営管理会議を定期的開催し，財団が実施する木材生産事業の進捗状況や木材販売状況の報告，県が実施する立木販売の状況報告，次年度計画やその他懸案事項などについて協議するとともに，各取組の進捗が計画と乖離している場合は要因を協議し，対応方針を決定する。

(3) 県民理解の促進

県営林の概要や県営林事業における取組内容，経営状況について，県ホームページなどを通じて定期的に県民に公表し，県営林事業に対する県民理解の醸成を図る。

また，分収造林・地上権設定契約者（土地所有者）に対しては，特に緊密な情報提供を行う。

2 施業に関する方針

(1) 施業ごとの方針

ア 保育

保育については，保育間伐を優先して，財団の請負事業により実施する。

また，保育間伐の一般的な施業期限である7齢級（35年生）時点で，保育間伐を一度も実施していない事業地を「緊急に保育が必要な事業地」と位置付け，優先して施業する。

さらに，第1期に引き続き，保育間伐の実施と併せてJ-クレジットの取得・販売活動を行い，企業等に対して県営林の持つ公益的機能の重要性について理解を促進していく。

イ 利用間伐

利用間伐については，1回目の利用間伐を優先して，財団の請負事業により実施する。

また，立木の生長やアクセスの状況から，収益の確保が見込まれる事業地で実施し，併せて路網を整備する。

年度別の事業計画量は、5年間の施業必要量を平準化して計画するが、平成30年7月に発生した豪雨災害の影響により、県営林内の既設作業道などが崩壊し、木材の搬出作業に支障が生じていることから、平成31・32年度は事業計画量を縮小し、路網が復旧する平成33年度以降は施業必要量の達成に向け事業計画量を増加していく。

ウ 主伐

主伐については、立木販売（一般競争入札）又は財団の請負事業により実施する。
立木販売については、立木の生長などから主伐適期と見込まれる事業地で販売する。
請負事業については、立木販売で入札不調・不落となった事業地などを対象に実施する。
また、土地所有者による主伐後の再生林の実施が確実に見込まれる事業地を優先して主伐を実施する。

(2) 事業別計画量

ア 年度別事業計画

年度別事業計画は、「表3 施業必要量」における施業ごとの面積を、平成30年7月豪雨災害の影響を踏まえ5年間で配分した結果、表5のとおりである。

なお、作業道の延長については、表6の利用間伐面積にヘクタール当たりの計画延長（220m/ha）を乗じて算定している。

表5 年度別事業計画

区 分		H 3 1	H 3 2	H 3 3	H 3 4	H 3 5	計
木材生産	面積(ha)	340	340	370	370	370	1,790
	材積(m ³)	45,350	45,350	47,600	47,600	47,600	233,500
保育	面積(ha)	200	200	200	200	200	1,000
作業道	延長(m)	55,000	55,000	61,600	61,600	61,600	294,800

イ 木材生産面積の内訳

表5に掲げた木材生産面積の内訳は表6のとおりである。

利用間伐については、平成30年7月豪雨災害の影響により、平成31・32年度は事業計画量を250ha/年としている。

また、平成33～35年度は、豪雨災害の影響がおおむね解消されると見込まれるため、事業計画量を280ha/年としている。

表6 木材生産面積の内訳

(単位：ha)

区 分		H 3 1	H 3 2	H 3 3	H 3 4	H 3 5	計
請負事業	利用間伐	250	250	280	280	280	1,340
	主伐	10	10	10	10	10	50
立木販売	主伐	80	80	80	80	80	400
計		340	340	370	370	370	1,790

ウ 木材生産材積の内訳

表5に掲げた木材生産材積の内訳は、表6における施業ごとの面積にヘクタール当たりの計画材積を乗じて算定した結果、表7のとおりである。

表7 木材生産材積の内訳

(単位：m³)

区 分			H 3 1	H 3 2	H 3 3	H 3 4	H 3 5	計	備考 (ha 当たり材積)
請負 事業	用材	利用 間伐	15,000	15,000	16,800	16,800	16,800	80,400	60
		主伐	2,600	2,600	2,600	2,600	2,600	13,000	260
	バイオマス材		3,750	3,750	4,200	4,200	4,200	20,100	15
小 計			21,350	21,350	23,600	23,600	23,600	113,500	—
立木販売	主伐		24,000	24,000	24,000	24,000	24,000	120,000	300
合 計			45,350	45,350	47,600	47,600	47,600	233,500	—

注) バイオマス材の材積は、利用間伐面積にヘクタール当たりの計画材積 (15 m³) を乗じて算定している。

エ 市町別の事業計画

市町別の事業計画 (5年間分) は表8のとおりである。

表8 市町別の事業計画 (5年間分)

市 町	保 育	利 用 間 伐		主 伐	
				請負事業	立木販売
		面積 (ha)	面積 (ha)	作業道 (m)	面積 (ha)
広島市	73	63	13,860	0	10
呉市	0	0	0	0	0
竹原市	0	0	0	0	0
三原市	0	0	0	0	0
尾道市	13	17	3,740	0	0
福山市	0	0	0	0	0
府中市	26	14	3,080	0	0
三次市	270	144	31,680	2	74
庄原市	411	556	122,320	0	144
東広島市	0	13	2,860	0	0
廿日市市	10	130	28,600	35	41
安芸高田市	69	38	8,360	0	26
安芸太田町	14	169	37,180	0	17
北広島町	99	121	26,620	8	80
世羅町	8	11	2,420	0	0
神石高原町	7	64	14,080	5	8
計	1,000	1,340	294,800	50	400

(3) 解決すべき課題への対策

ア 事業地の確保

(7) 事業地確保のプロセス

事業地の確保から事業実施までの工程は表9のとおりである。

事業実施前年度においては、先行調査（次年度以降の施業候補地の現況調査）の実施により事業地の概況を把握し、施業候補地を選定した上で、必要に応じ利用間伐・主伐に係る概算の施業プラン書を作成し、土地所有者と分収割合の変更や主伐後の管理方法などについて交渉・調整する。また、これらの結果を反映して年度実施計画を作成する。

事業実施年度においては、年度実施計画に沿って施業候補地の収穫調査（詳細調査）を実施した上で、正式な施業プラン書を作成し、土地所有者に提示・説明の上、事業を実施する。

表9 事業地の確保から事業実施までの工程表

事業実施前年度				事業実施当年度			
1 四半期	2 四半期	3 四半期	4 四半期	1 四半期	2 四半期	3 四半期	4 四半期
先行調査（現況調査）							
概算プラン書作成・土地所有者交渉							
		年度実施計画作成					
				収穫調査（詳細調査）			
				プラン書作成・土地所有者説明			
				事業実施			

(イ) 先行調査の効果的・効率的な実施

施業候補地を安定して確保するため、航空レーザ計測データの解析による事業地全体の樹高分析（立木の生長把握）など、先進技術を活用し、先行調査を効果的・効率的に実施する。

(ウ) 土地所有者の理解促進

a 施業プラン書の作成

利用間伐及び主伐の実施に際し、森林の現況や施業方法、想定される収益及び分収金額などを整理した「施業プラン書」を作成した上で、土地所有者に提示して説明することで、施業に対する土地所有者の理解促進を図る。

b 分収割合の変更同意

現在、県は土地所有者に対し、経営改善の一環として伐採収益に係る分収割合の変更同意（県：土地所有者 6：4→7：3）を依頼しており、伐採収益が発生する利用間伐以降の施業については、同意取得した事業地を優先して施業している。

このため、不同意の事業地（平成31年1月末時点で県営林の全契約面積の約3割）については、先行調査結果を活用した施業プラン書の早期提示などにより交渉を推進し、変更同意の取得に取り組む。

また、交渉しても理解を得られなかった場合の対応方針についても検討する。

c 再造林実施の働きかけ

主伐を実施する場合は、施業プラン書に、再造林した場合の経費や、分収金額（見込）から再造林経費を差し引いた金額などを記載するとともに、低コスト再造林の実施などコスト削減した場合の施業プランを土地所有者に提示して、再造林の実施を働きかける。

さらに、主伐実施者がその後の再造林を含めた森林経営を実施する仕組みについて検討する。

イ 事業体の確保

財団から県営林事業を請け負う林業事業体を確保するためには、計画的・安定的な発注が必要であることから、早期発注や、財団と請負事業者による複数年の事業実施に係る協定の締結を推進するとともに、先行調査結果を活用して次年度の施業候補地を早期に絞り込むことにより、請負事業者への早期働きかけに取り組む。

また、県営林事業として、林業事業体に対しまとまりのある施業地を安定的に発注するとともに、生産性が高い事業体の手法を他事業体に普及するなど、生産性向上の指導に取り組むことで、一定水準以上の施業技術・体制を持つ事業体の確保を図る。

さらに、関係機関と連携し、事業体の就業者に向けた技術向上研修への参加を促す。

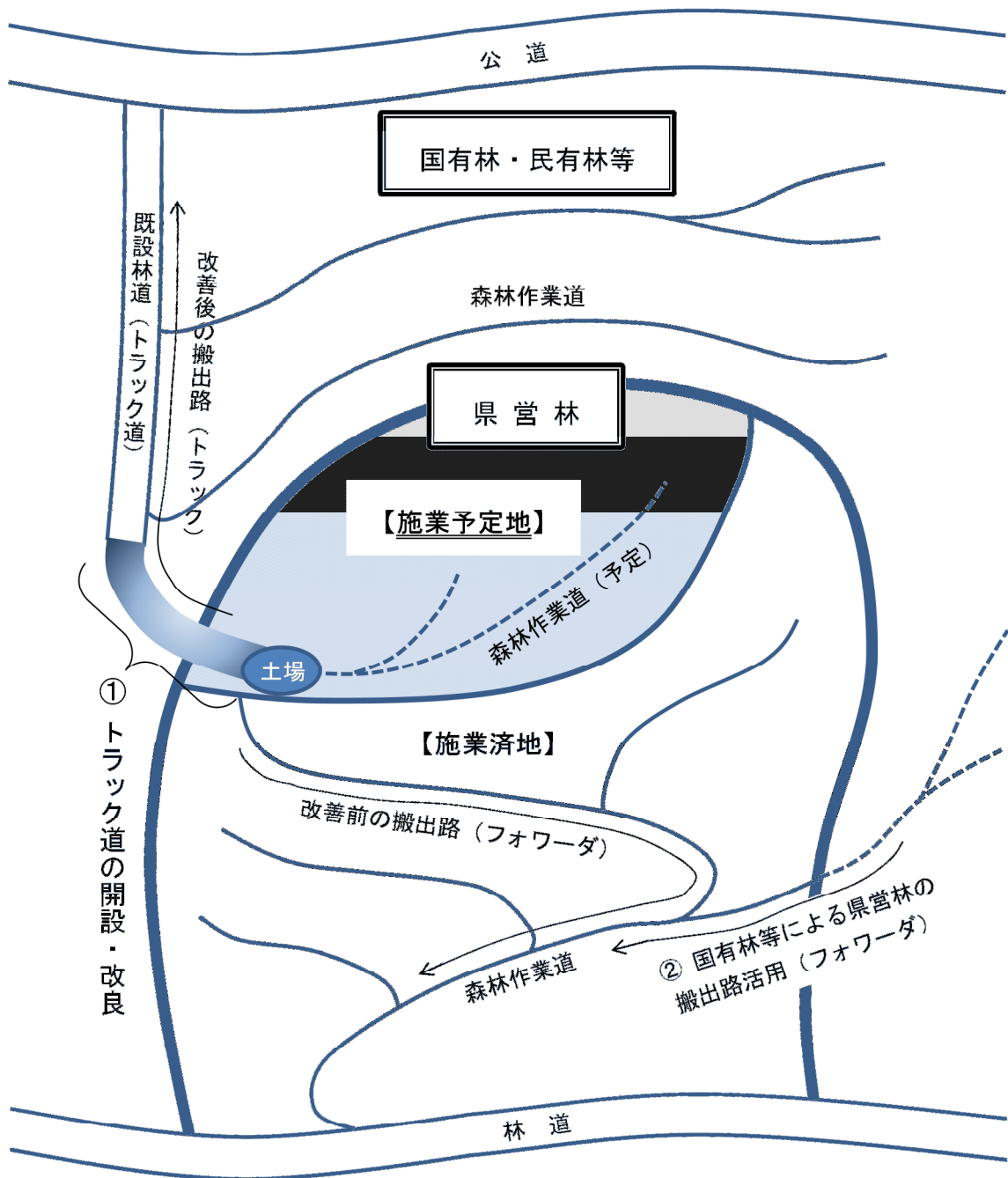
ウ 木材生産コストの削減

(7) 搬出コストの削減

利用間伐における一連の作業の更なる効率化・コスト削減のためには、フォワーダ（林内作業車）による集材距離の短縮など、搬出条件の改善が必要であることから、トラックが進入可能な森林作業道の開設・改良や、隣接する国有林・民有林と連携した既設林道などの相互利用、相互接続を推進する。（図2①参照）

また、付近にトラック道がない事業地においても、隣接事業地の既設森林作業道を相互に利用することにより、新規作業道作設経費の削減やフォワーダ運搬距離の削減を図る。（図2②参照）

図2 林道・森林作業道の相互利用・相互接続による搬出条件の改善（イメージ）



(4) 生産性向上の取組

利用間伐における生産性については、第1期において目標とする $8.0 \text{ m}^3/\text{人}\cdot\text{日}$ を達成したが、引き続き、生産性向上の取組状況について、県営林事業の請負事業者を対象としたアンケート調査の実施により把握するとともに、必要に応じ課題の解決策について助言する。

3 木材販売に関する方針

(1) 木材販売の方針

請負事業（利用間伐・主伐）については、財団が直接協定取引又は市場取引により有利販売を実施する。

直接協定取引については、財団が製材工場等と協定を締結した上で、山土場（事業地内）や中間土場から製材工場等に直送する。

小径木など規格外の木材については、需要の高いバイオマス材（燃料用チップ材）として販売する。

立木販売については、主伐を対象に実施し、一般競争入札による販売価格の向上を図る。

(2) 木材販売計画量

木材販売計画量については、「表7 木材生産材積の内訳」における材積を販売方法（素材販売・立木販売）ごとに区分した結果、表10のとおりである。

表10 木材販売計画量

(単位：m³)

区 分		H 3 1	H 3 2	H 3 3	H 3 4	H 3 5	計
素材販売	用 材	17,600	17,600	19,400	19,400	19,400	93,400
	バイオマス材	3,750	3,750	4,200	4,200	4,200	20,100
小 計		21,350	21,350	23,600	23,600	23,600	113,500
立木販売		24,000	24,000	24,000	24,000	24,000	120,000
合 計		45,350	45,350	47,600	47,600	47,600	233,500

(3) 解決すべき課題への対策

ア 木材流通コストの削減

(7) 販売先の絞り込み

求められる仕分けの内容や運送距離などを勘案し、販売先を絞り込むことで、仕分け・運送コストの削減を図る。

(イ) 民間事業者等との共同集出荷

アクションプログラムの取組に沿って、中間土場の共同利用など、民間事業者等との共同集出荷を推進することで仕分けコストを削減するとともに、大ロット化することで運送コストの削減を図る。(図3参照)

イ 有利販売

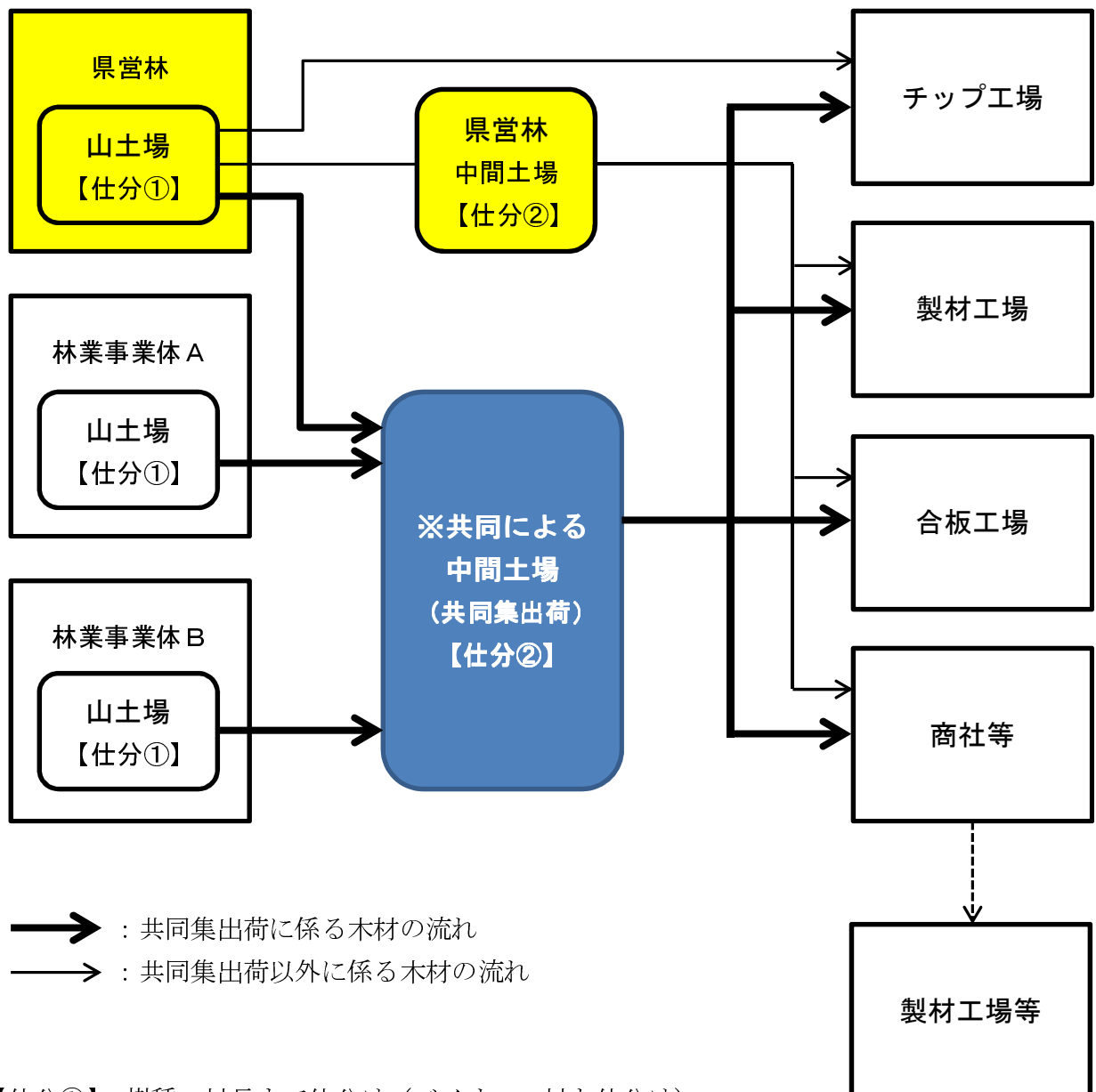
(7) 新たな販売先の確保

現在の販売先に加え、特にヒノキ曲材・スギ材の有利販売を目指し、新たに稼働した県内外の大型製材工場を新規販路として活用するなど、新たな販売先を確保する。

(イ) 国有林との協調出荷の検討

国有林で実施している協調出荷（民有林所有者等と協定を締結の上，国有林と民有林が協調して木材を出荷）の可能性について検討する（条件に合う事業地の有無，有利販売の可能性など）。

図3 県営林における直接協定取引のイメージ



【仕分①】：樹種，材長まで仕分け（バイオマス材も仕分け）

【仕分②】：末口径，規格（直・小曲・曲など）まで仕分け

※「共同による中間土場」とは，①複数の林業事業体が出材し，②木材を仕分ける機能があり，③木材を販売する機能がある土場のことをいう。

Ⅲ 収支計画に関する事項

1 年度別収支計画

(1) 年度別収支計画

年度別収支計画は表 11 のとおりである（P/L（損益計算書）形式）。

木材生産においては、売上高（①）から生産原価（②）と販売管理費（③）を差し引いた営業利益（④）はマイナスとなるが、国庫補助金等の営業外収益（⑤）により、各年度の経常利益（⑦）は 62 百万円から 67 百万円を確保する。

保育においては、国庫補助金等の営業外収益（⑨）から販売管理費（⑧）と営業外費用（⑩）を差し引いた経常利益（⑪）はマイナスとなる。

木材生産における経常利益（⑦）と保育における経常利益（⑪）を併せた各年度の経常利益（⑫）は、11 百万円から 13 百万円を確保する。

公庫償還金等の特別損失（⑬）は平成 31 年度に最大となるが、その後は減少する。

これにより、経常利益（⑫）から特別損失（⑬）を差し引いた純利益（⑭）は増加することとなり、一般会計からの繰入所要額は減少する。

表 11 年度別収支計画

（単位：百万円）

区 分		H 3 1	H 3 2	H 3 3	H 3 4	H 3 5	計
木 材 生 産	①売上高	342	344	369	369	369	1,791
	②生産原価	233	233	259	259	259	1,243
	③販売管理費	169	169	182	182	182	883
	④営業利益 (①-②-③)	▲60	▲58	▲72	▲72	▲72	▲334
	⑤営業外収益	193	184	203	204	204	989
	⑥営業外費用	71	62	65	66	66	330
	⑦経常利益 (④+⑤-⑥)	62	63	67	67	67	325
保 育	⑧販売管理費	70	70	71	72	72	356
	⑨営業外収益	23	22	22	22	22	112
	⑩営業外費用	4	4	6	4	4	21
	⑪経常利益 (⑨-⑧-⑩)	▲51	▲51	▲55	▲54	▲54	▲265
⑫経常利益 (⑦+⑪)		11	12	12	13	13	60
⑬特別損失		169	167	164	144	133	776
⑭純利益 (⑫-⑬)		▲158	▲155	▲152	▲131	▲120	▲716

注) 単位未満を四捨五入しているため、計算値が一致しない場合がある。

(2) 収支計画の算定根拠

収支計画の木材売上に係る算定根拠は表12のとおりである。

また、参考として、算定根拠を反映した販売方法別・年度別の木材売上を記載する。

表12 収支計画（木材売上）の算定根拠 (単位：円/m³)

区 分		木材単価 (税抜価格)	備 考
請負事業（素材価格）	利用間伐	11,200	県営林の素材価格の平均値（H26～30）
	主伐	11,500	平成29年度の実績を踏まえ設定
立木販売（立木価格）	主伐	4,000	県営林の立木価格の平均値（H27～30）

注) 請負事業による主伐は、第1期においては平成29年度のみ実施した。また、立木販売による主伐は、第1期においては平成27年度から実施した。

<参考> 販売方法別・年度別の木材売上

(単位：百万円)

区 分		H31	H32	H33	H34	H35	計	
素材 販売	間伐	用材	183	185	207	207	207	989
		バイオマス材	20	21	23	23	23	110
	主伐	33	33	33	33	33	164	
小 計		237	238	263	263	263	1,264	
立木販売（主伐）		105	106	106	106	106	527	
合 計		342	344	369	369	369	1,791	

注) 単位未満を四捨五入しているため、計算値が一致しない場合がある。

(3) 勘定科目の内容

勘定科目の内容は表13のとおりである。

表13 勘定科目の内容

区分	科 目	内 容
木材 生産 部門	売上高	主伐及び利用間伐による販売収入（立木・素材）
	生産原価	伐採・搬出及び作業道開設経費
	販売管理費	木材の運搬・販売及び現地調査等の経費
	営業外収益	国庫補助金等
	営業外費用	分収金，森林保険料
保育 部門	販売管理費	保育，作業道補修，現地調査及び県営林の管理に要する経費等
	営業外収益	国庫補助金，立木補償金，土地使用料及びJークレジット販売収入
	営業外費用	Jークレジット取得経費，立木補償に係る分収金等
その他	特別損失	既存県営林の公庫償還金，大規模林道賦課金等

【参考資料】

1 県営林の事業地数、面積及び材積

県営林の事業地数、面積（契約面積・植栽面積）及び材積は表 14 のとおりである。

表 14 県営林の事業地数、面積及び材積（平成 29 年度末現在）

区 分	事業地数	契約面積 (ha)	植栽面積 (ha)	材積 (m ³)
既存県営林	65	5,713	5,032	1,157,784
旧センター林	479	16,555	14,011	1,578,883
計	544	22,268	19,043	2,736,667

注) 旧センター林：(一財) 広島県農林振興センターによる分収林

2 県営林の市町別事業地数、面積及び材積

県営林の市町別事業地数、面積（契約面積・植栽面積）及び材積は表 15 のとおりである。

表 15 県営林の市町別事業地数、面積及び材積（平成 29 年度末現在）

市 町	事業地数	契約面積 (ha)	植栽面積 (ha)	材積 (m ³)
広島市	37	1,417	1,236	203,580
呉市	1	22	14	1,145
竹原市	2	111	82	10,323
三原市	1	9	8	254
尾道市	6	157	150	17,149
福山市	3	17	15	3,373
府中市	9	239	200	26,199
三次市	87	3,207	2,697	329,243
庄原市	166	7,933	6,855	1,092,426
東広島市	6	202	186	14,569
廿日市市	43	1,492	1,277	262,333
安芸高田市	35	1,417	1,184	113,475
安芸太田町	50	2,155	1,899	317,455
北広島町	72	3,323	2,728	282,564
世羅町	8	170	151	17,158
神石高原町	18	397	361	45,421
計	544	22,268	19,043	2,736,667

<参考>

○ 表 15 のうち既存県営林

市 町	事業地数	契約面積 (ha)	植栽面積 (ha)	材積 (m ³)
広島市	10	552	495	119,499
福山市	2	10	8	2,541
三次市	7	656	532	106,206
庄原市	19	2,027	1,775	481,975
廿日市市	5	486	449	103,847
安芸高田市	1	87	86	17,174
安芸太田町	10	1,076	1,032	207,658
北広島町	11	819	655	118,884
計	65	5,713	5,032	1,157,784

○ 表 15 のうち旧センター林

市 町	事業地数	契約面積 (ha)	植栽面積 (ha)	材積 (m ³)
広島市	27	865	741	84,081
呉市	1	22	14	1,145
竹原市	2	111	82	10,323
三原市	1	9	8	254
尾道市	6	157	150	17,149
福山市	1	7	7	832
府中市	9	239	200	26,199
三次市	80	2,551	2,165	223,037
庄原市	147	5,906	5,080	610,451
東広島市	6	202	186	14,569
廿日市市	38	1,006	828	158,486
安芸高田市	34	1,330	1,098	96,301
安芸太田町	40	1,079	867	109,797
北広島町	61	2,504	2,073	163,680
世羅町	8	170	151	17,158
神石高原町	18	397	361	45,421
計	479	16,555	14,011	1,578,883

3 県営林の樹種別の面積及び材積

県営林の樹種別の面積（植栽面積）及び材積は表 16 のとおりである。

表 16 県営林の樹種別の面積及び材積（平成 29 年度末現在）

区 分	樹 種	既存県営林	旧センター林	計
植栽面積 (ha)	スギ	798	1,268	2,066
	ヒノキ	3,262	12,743	16,005
	その他	972	—	972
	計	5,032	14,011	19,043
材 積 (m ³)	スギ	228,333	182,414	410,747
	ヒノキ	762,685	1,396,469	2,159,154
	その他	166,766	—	166,766
	計	1,157,784	1,578,883	2,736,667

注) 「その他」の樹種は、アカマツ、カラマツ等である。

4 県営林のスギ・ヒノキの齢級別面積

県営林のスギ・ヒノキの齢級別面積（植栽面積）は表17のとおりである。

表17 県営林のスギ・ヒノキの齢級別面積（平成29年度末現在）（単位：ha）

区分	齢 級								
	4	5	6	7	8	9	10	11	12
スギ		30	30	130	178	385	455	337	286
ヒノキ	243	894	1,827	2,242	2,392	3,078	3,140	903	538
計	243	924	1,857	2,372	2,570	3,463	3,595	1,240	824

区分	齢 級								
	13	14	15	16	17	18	19	20	計
スギ	135	32	8	11	48			1	2,066
ヒノキ	211	42	10	159	198	89	15	24	16,005
計	346	74	18	170	246	89	15	25	18,071

<参考>

○ 表17のうち既存県営林（単位：ha）

区分	齢 級								
	4	5	6	7	8	9	10	11	12
スギ				3	2	16	34	222	286
ヒノキ			157	104	292	463	416	544	538
計			157	107	294	479	450	766	824

区分	齢 級								
	13	14	15	16	17	18	19	20	計
スギ	135	32	8	11	48			1	798
ヒノキ	211	42	10	159	198	89	15	24	3,262
計	346	74	18	170	246	89	15	25	4,060

○ 表17のうち旧センター林（単位：ha）

区分	齢 級								
	4	5	6	7	8	9	10	11	計
スギ		30	30	127	176	369	421	115	1,268
ヒノキ	243	894	1,670	2,138	2,100	2,615	2,724	359	12,743
計	243	924	1,700	2,265	2,276	2,984	3,145	474	14,011

5 県営林のスギ・ヒノキの齢級別材積

県営林のスギ・ヒノキの齢級別材積は表 18 のとおりである。

表 18 県営林のスギ・ヒノキの齢級別材積（平成 29 年度末現在）（単位：m³）

区分	齢 級								
	4	5	6	7	8	9	10	11	12
スギ		2,664	3,277	16,447	24,455	57,811	73,689	80,096	82,400
ヒノキ	9,445	54,502	159,052	230,594	296,757	429,842	462,878	183,450	135,821
計	9,445	57,166	162,329	247,041	321,212	487,653	536,567	263,546	218,221

区分	齢 級								
	13	14	15	16	17	18	19	20	計
スギ	39,665	9,585	2,430	3,342	14,582			304	410,747
ヒノキ	54,472	11,022	2,653	42,181	52,528	23,611	3,979	6,367	2,159,154
計	94,137	20,607	5,083	45,523	67,110	23,611	3,979	6,671	2,569,901

<参考>

○ 表 18 のうち既存県営林（単位：m³）

区分	齢 級								
	4	5	6	7	8	9	10	11	12
スギ				650	475	4,062	9,093	61,745	82,400
ヒノキ			22,393	18,023	57,891	101,368	97,308	133,068	135,821
計			22,393	18,673	58,366	105,430	106,401	194,813	218,221

区分	齢 級								
	13	14	15	16	17	18	19	20	計
スギ	39,665	9,585	2,430	3,342	14,582			304	228,333
ヒノキ	54,472	11,022	2,653	42,181	52,528	23,611	3,979	6,367	762,685
計	94,137	20,607	5,083	45,523	67,110	23,611	3,979	6,671	991,018

○ 表 18 のうち旧センター林（単位：m³）

区分	齢 級								
	4	5	6	7	8	9	10	11	計
スギ		2,664	3,277	15,797	23,980	53,749	64,596	18,351	182,414
ヒノキ	9,445	54,502	136,659	212,571	238,866	328,474	365,570	50,382	1,396,469
計	9,445	57,166	139,936	228,368	262,846	382,223	430,166	68,733	1,578,883

6 分収割合の変更に係る土地所有者の同意状況

分収割合の変更に係る土地所有者の同意状況は表 19 のとおりである。

表 19 分収割合の変更に係る土地所有者の同意状況（平成 31 年 1 月末現在）

区 分	契約面積 (ha)	同意面積 (ha)	同意割合 (%)
既存県営林	4,157	962	23
旧センター林	16,555	13,817	83
計	20,712	14,779	71

注 1) 分収割合の変更とは、県と土地所有者の分収割合(6:4)を7:3に変更することをいう。

注 2) 既存県営林の契約面積は、県有林(県の所有地:1,556ha)を除いている。